

東武東上線大山駅付近立体化促進協議会 規約

(名称)

第1条 この会の名称を東武東上線大山駅付近立体化促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 東武東上線大山駅付近の鉄道立体化の早期実現と大山駅周辺の整備の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、国、東京都、東武鉄道株式会社等関係機関への要請、地域住民への情報発信、その他必要な活動を行う。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する関係地域の住民、議員、板橋区代表者をもって構成する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別記第一号様式に定める入会届を提出しなければならない。

(役員、会員の任命)

第6条 協議会の役員、会員は会長が任命する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
幹 事 若干名

- 2 会長は、板橋区長をもって充て、協議会を代表するとともに、会務を統括する。
- 3 副会長は、関係地域の住民代表者、板橋区議会議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

- 4 幹事は、関係地域の住民、板橋区議会議員、板橋区副区長及び板橋区まちづくり推進室長をもって構成する。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置き、幹事会は、第7条で定める幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な事項について調整を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、板橋区副区長をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を総括する。
- 5 幹事会は幹事長が必要に応じて招集する。

(会員の退会)

第9条 会員から退会の申し出があった場合、幹事会に諮ったうえで会長は当該会員を退会させることができる。

(役員の解任、会員の除名)

第10条 役員、会員のふさわしくない行為等により協議会の運営に著しく支障をきたす場合、幹事会に諮ったうえで会長は当該役員を解任、会員を除名することができる。

(事務局)

第11条 第3条に掲げる活動を円滑に行うために、協議会に事務局を置く。
2 事務局には、板橋区まちづくり推進室鉄道立体化推進課を充てる。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、幹事会に諮ったうえで会長が決定する。

付 則

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。